

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和 8 年度第 2 回芦屋市社会福祉審議会地域福祉部会		
日 時	令和 8 年 7 月 3 0 日（木） 午後 1 時 3 0 分～3 時 2 0 分		
場 所	芦屋市役所 分庁舎 2 階 大会議室		
出 席 者	部 会 長 平野 隆之 委 員 宮崎 睦雄、塩路 伸世、浦野 京子、善積 雅子、小野 幸子 三谷 康子、谷 仁、山内 祥弘 欠席委員 佐瀬 美恵子、田代 正幸、岡本 直子、野村 浩子、 桑田 敬司、株本 就子、安井 千里、山田 弥生 関係機関 社会福祉協議会 課長 三谷 百香 社会福祉協議会 係長 宮平 太 社会福祉協議会 主査 針山 大輔 社会福祉協議会 寺岡 由記 社会福祉協議会 梶原 哲城		
事 務 局	こども福祉部福祉室地域福祉課 課長 森本 真司 " 主幹 吉川 里香 " 課長補佐 堂ノ前 貴洋 " 係長 亀岡 菜奈 " 課員 岡本 ちさと " 課員 山田 悠里香		
関 係 課	こども福祉部福祉室障がい福祉課 課長 下條 純 こども福祉部福祉室高齢介護課 課長 小林 明子 " 主幹 永田 佳嗣 こども福祉部 参事 鳥越 雅也		
会議の公開	■ 公開		
傍 聴 者 数	1 人（公開又は一部公開の場合に記入すること。）		

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

ア 3 附属機関等合同会について

イ (仮称) 総合福祉計画 (骨子) について

(3) 閉会

2 提出資料

次 第

委員名簿

資 料 1 3 附属機関等合同会 グループワークまとめ

資 料 2 3 附属機関等合同会 アンケート結果概要

資 料 3 (仮称) 芦屋市総合福祉計画 骨子概要

資 料 4 (仮称) 芦屋市総合福祉計画 骨子

資 料 5 (仮称) 芦屋市総合福祉計画 施策最終イメージ図

資 料 6 コア・プロジェクト骨子

3 審議内容

(1) 開会

(会議の成立) 開会時点で委員総数 17 人中 9 人の出席により成立

(2) 議 事

ア 3 附属機関等合同会について

<平野部会長>

それでは、議事に入ります。よろしくお願いいたします。

議事次第をご覧くださいと、3 附属機関等合同会についての内容が最初に挙げられています。グループワークの結果がすてきな形でまとまっておりますので、ぜひ合同会に出席された方から、忌憚のないご発言をお願いしたいと思います。また、本日は残念ながら山田部長はご欠席ですが、鳥越部長がおられますので、ぜひご発言をお願いします。さらに、介護保険、高齢福祉、障がい福祉担当の各課長も出席されておりますので、前回のグループワークでの議論を踏まえ、可能な範囲でご発言いただければと思います。

それでは、事務局よりご説明よろしくお願いいたします。

<事務局：堂ノ前>

それでは、まず初めに 3 附属機関等合同会について、ご説明させていただきます。資料 1 と資料 2 をご覧ください。先ほど部会長からありましたとおり、5 月 29 日に、この地域福祉部会に加えまして、障がい福祉と高齢福祉の各計画策定委員会の委員の皆様にお集まりいただき、3 つの附属機関等による合同会を開催いたしました。この合同会は、3 つの分野を統合する計画の策定に向けて、『分野を問わず一緒にできたらいいな、連携が進めばいいなと思うこと』をテーマに、委員の皆様同士で自由に意見交換をいただくことを目的にして実施したものです。改めまして、ご参加いただいた皆様に感謝申し上げます。その内容を取りまとめたものを資料 1、アンケート結果を資料 2 としております。開催から 2 か月ほど経過しておりますので、少しその振り返りを最初にさせていただきたいと思っております。

まず、資料 1 のグループワークのまとめをご覧ください。当日は、『権利擁護』、『世帯丸ごと支援』、『社会参加・地域づくり』の 3 つのテーマで話し合っていました。そこで出されたご意見について、事務局でとりまとめ、関連する内容を線でつないだものがこちらの資料でございます。例えば、『世帯丸ごと支援』のテーマでは、「どこからつながったらいいかわからない」、「分野をまたぐ相談に対するワンストップ窓口が欲しい」といった、縦割り行政への課題提起などがございました。また、『社会参加・地域づくり』では、「福祉が前面に出ない、ついでで行ける場所がいい」、「誰でもどうぞ、といった場所は誰も来ない」といった、現場の率直なご意見をいただきました。さらに、『権利擁護』では、「当事者の意思を大切にしたいアプローチをする」という、今後の支援の根幹に関わるご意見もいただき、まさに分野の垣根を越えた議論になったと考えております。なお、特に今後の計画を考える際の核となるのではないかなという部分については、それぞれ色を濃くして表現しており、計画の 6 つの柱につながるものと考え、目標 1 から 6 の番号を付しております。詳細は、後ほど協議事項の中でご説明いたします。

続きまして、資料 2 のアンケート結果概要をご覧ください。合同会の開催にあたり、行政としても初めての取組でしたので、今後の取組の参考とするためアンケートを実施いたしました。そのアンケートの中では、参加された多くの委員の方から、「他分野との意見交換ができて視野が広がった」、「計画の統合に向けて共通認識を持つ機会になった」と、非常に前向きなご評価をいただいたと考えております。特に、今後の計画統合に向けた期待としては、『5 今後の 3 計画統合に向けた期待・意見』に記載のとおり、「地域福祉、障がい福祉、高齢福祉の垣根を越えた情報共有や連携が進むことを期待する」、「すべての人がつながりの輪の中で安心して暮らせるまちを目指してほしい」、「芦屋らしい形で分野を超えた福祉

の取組が進むことを期待する」など、強い期待の声が寄せられたと思っております。一方で、「各分野の専門性が薄まることなく交わっていくことが理想である」、「縦割り行政の良さも生かしながら、横串を通す方策を芦屋らしく進めてほしい」など、既存の専門性を尊重することへの要望も受け止めております。

事務局としても、この合同会で得られた皆様のご意見と意見を今後の計画に反映させながら、ご期待に応えられるよう進めていきたいと考えております。

以上が、5月に開催いたしました3附属機関等合同会についてのご報告となります。

<平野部会長>

ありがとうございました。

順番が前後しますが、資料3の目標について説明していただけますか。

<事務局：堂ノ前>

はい。資料3をご覧ください。後ほど改めてご説明させていただきますが、事務局では計画の骨子として6つの柱を考えております。資料内で、緑色の枠を設けて目標と記載しているところになります。1つ目が『権利擁護の推進』、2つ目が『包括的相談支援体制の構築』、3つ目が『地域で暮らす環境づくり』、4つ目が『福祉人材の育成と事業者支援』、5つ目が『誰もが支え合い安心して暮らせる地域づくり』、6つ目が『社会参加と活躍を支える環境づくり』としております。

この中で、『権利擁護の推進』につきましては、着色しておりますところで『意思決定できるときに後のことを決めてもらう』という考え方が、今後の核となるところかなと考えております。これは、「ご本人の意思を尊重した支援を行う」という視点につながるものであり、計画全体を通じて考慮していくべきところと考えております。

<平野部会長>

ただ今、資料1で太く強調されている箇所と、計画の目標との対応関係を説明していただきました。先ほどのグループワークまとめの中で、紫色で強調されている部分が地域福祉に関する内容にあたり、それが目標1に対応しています。このようにグループワークのまとめで強調されている各点が、それぞれどの目標につながっているかを、まず全体でご共有いただきたいという趣旨で説明をお願いしました。

それでは、それぞれ参加されたグループが異なりますので、ご自身が参加されたグループで強調されている点を踏まえながら、少しご意見をいただくお時間を設けたいと思います。

塩路委員、参加のご感想も含めてお願いいたします。あるいは、どのグループに参加されたかということをお話しいただいても結構です。

<塩路委員>

非常にうまくまとめていただいております、自分の述べた意見がどのように反映されているのかを確認でき、納得しております。ただ、専門外の立場からしますと、この3つの機能を重層的に実施するというのは、なかなか難しいと感じました。しかし、これを丹念に読ませていただくと、だいぶ腑に落ちてきました。要は、いかにして実際に実行していくかということだと思います。特に私が関心を持っている、地域づくりであるとか、包括的相談支援体制の構築について、具体的にどのように進めていただけるのかだと思います。一般市民の立場からすると、本当に身近で利用しやすい仕組みをどのように作っていくのか、ということが重要ではないかと感じております。全体としては、非常にうまくまとめていただき、分かりやすい内容だったと思います。

<平野部会長>

ありがとうございました。では、浦野委員お願いします。

<浦野委員>

違う3分野の方と交流でき、1つの分野だけではなく、このように連携を図ることがすごく大事だなということを改めて、更に勉強させていただきました。

<平野部会長>

どのグループでしたか。

<浦野委員>

私は『社会参加・地域づくり』のグループに参加しました。

その中で感じたのは、福祉サービスに対し抵抗感をお持ちの方がまだ少なくないということです。先日も、これだけさまざまな取組をさせていただいているにもかかわらず、どうしても受け入れられないという方がおられまして、特に男性の方に多く見られるように思います。いろいろな取組をご紹介しても、なかなか聞き入れていただけないことがあります。年齢的な要素もあるかと思いますが、特に年配の方の中には、『福祉』という言葉に対して、自分の立場が一つ下がるような意識をお持ちの方もいらっしゃるようです。その結果、介護をされる奥様が困られるケースもあり、今後こうした状況がさらに増えていくのではないかと心配していました。こうした方々にも情報が届くよう、さまざまな分野の方が連携しながら、上手に情報提供できる方法がないかと思っています。

<平野部会長>

資料3の項目との関係でいうと、包括的相談というか、一般的にネグレクトとよく言われますけれども、支援を拒否される方へのアプローチは、大きな課題であると思います。

せっかくなので、そうした方々への支援を担っておられる地域包括支援センターのお立場から、善積委員、お願いします。

<善積委員>

日々、支援を拒否される方のところへ最初から門前払い前提でご自宅にお伺いするような仕事をしております。こちらも長期にわたる関わりになることを想定しながら、ちょっとした変化を逃さないような形で取り組んでおります。ただ、この業界に長くいますと、意識していなくても、「何かをやってあげる」という気持ちになってしまうことがあります。また、そうした気持ちが相手にそれとなく伝わってしまっていないかと考えながら支援しています。意図せずそういったところに陥ってしまいそうなところが、専門職ならではの課題ではないかと考えております。

また、私も『社会参加・地域づくり』のグループに参加しましたが、グループワークはとても楽しく有意義な時間でした。一方で、『居場所』という言葉がよく使われますが、合同会とは別の場で人づてに、「私の居場所は私が決めます」とおっしゃった方がいると伺いました。「居場所に行きましょう」というような働きかけの姿勢そのものが、もしかすると、住民の方によっては違和感や抵抗感がある場合もあるのではないかなと、少し思っております。

<平野部会長>

ありがとうございます。グループワークはよかったというお話をいただきましたが、地域包括支援センターの場合は、高齢という一つの枠組みがあると思いますが、3分野附属機関等合同会の議論に参加されて、お感じになったところ、あるいは3計画の統合という取組自体について、何かご感想はありますか。

<善積委員>

高齢の枠組みでは、基本は65歳以上、介護保険関係だったら40歳以上と、対象年齢が決められています。その年齢に該当しない方たちについても、いろいろな情報が地域包括支援センターに入ってきます。しかし、私たちが直接支援することができないという中で、今回のグループワークを通じて、そのような方たちに対して、これだけ多くの関係者が動いているということが、よく分かりました。それぞれの分野が持つ伸び代みたいなものを伸ばしていくことで、お互いの取組が重なり合い、その方への支援につながるのではないかなということを実感し、とてもいい機会でした。

<平野部会長>

高齢世帯への関わりの中で、例えば介護をされているご家族の問題など、さまざまな課題があるかと思いますが、今回は『世帯丸ごと支援』という一つのプロジェクトを進めていくということについて、地域包括支援センターのお立場から何かご意見はありますか。

<善積委員>

本当は『世帯丸ごと支援』についてお話ししたいと思っておりました。といいますのは、ヤングケアラーへの関心が高かったことと、介護をする側の人権というか権利といった視点についても話し合う機会がすごく必要だと感じています。この『世帯丸ごと支援』という取組は、こうした課題も包含されたものとして、すごくいい方向性ではないかなと思います。

<平野部会長>

ありがとうございました。

資料3をご覧くださいと、赤色のところに『統合の戦略』という項目があって、2つ目に『養護者』という記載がありますけれども、これは『介護者』のことも指しています。『介護者』をも支援の対象として明確に位置付けることを、今回の計画の中で明示するというお話でしたので、ただ今ご発言いただいたように、さまざまな視点からどの目標や戦略にどのような形で反映されているかについては、その都度、丁寧に整理していく必要があると考えております。『世帯丸ごと支援』という考え方は、前回の会議から継続して議論を重ね、計画の中に反映させていこうという意図のもとで取り組んできたものかなと思います。

宮崎委員、何かご感想ありましたら、今までの議論を踏まえてお願いします。

<宮崎委員>

グループワークは出席できなくて申し訳なかったですが、総論的にはこの内容でよいと思います。先ほど、塩路委員がおっしゃったように、各論でどれだけのことを明確に目標に掲げ、その達成状況を丁寧に検証していくということが、今後の重要な課題だと思います。そのような形で深めていくことが、この会議においても大事なことはないかなと思います。ここ数年間、市の行政としても頑張っていただいて、これだけの成果があるということが明確に示されているということは、非常に大事な事かなと思います。以上です。

<平野部会長>

資料3の『統合の戦略』の4つ目に、戦略的に評価を行うという項目があって、今お話ししていただいたように、この点について記載している箇所は、同じ資料内にもあまりありません。ぜひ、今のご意見を踏まえて、今後、計画全体の中でも、その実効性のある評価の方法についてもう少し充実させていただきたいと思います。

続きまして、山内委員からご意見をいただけますでしょうか。よろしくお願いします。

<山内委員>

皆様のご意見とは少し異なる観点からになりますが、この基本理念・施策の中で、4番の『福祉人材の育成と事業者支援』について、私の妻が現在、福祉関係の仕事をしていま

す。その仕事に必要な資格を取得するための初任者研修は6か月くらいかかるようで、レポートの作成や週1回の実習への参加などがあります。研修は三宮方面に行っており、移動にも時間と労力がかかっております。芦屋市内でそのような研修を受けられる環境があれば、移動負担も軽減されるのではないかと思います。実際に市内で開催した場合の参加者数の見込みについて把握する必要があると思いますが、福祉人材の間口を広くするという意味でも、芦屋市内でそういうことをやってもらえるのであれば、他市の希望者の受け入れも含め、広域的な人材育成を考えていただきたいと思います。

<平野部会長>

ありがとうございました。

続いて谷委員、お願いします。谷委員は権利擁護に参加されたのでしょうか。

<谷委員>

合同会では、この3つの項目でどのテーマにするかを挙手で決めました。私は権利擁護支援センターの立場から、権利擁護に手を挙げましたが、同じテーマを選んだのは私一人だけでした。全体を通じて、権利擁護を選んだグループは一つに留まり、立場上、すごく残念でした。私自身は『社会参加・地域づくり』のグループに参加しましたが、権利擁護が少なかったことが気になったので、市民委員の方に権利擁護についてお聞きしたら、「権利擁護って何か分からない」、「内容が分からないから手を挙げなかった」ということでした。今回、資料3のコア・プロジェクトの中に、『権利擁護支援プロジェクトチーム』を立ち上げていただいております。その中に『身近な権利擁護』という記載もあります。まずは権利擁護を皆さんに身近なものとして感じてもらうところから進めていかないといけないと改めて思ったところです。

それと、資料1の権利擁護の項目に、『意思決定できるときに後のことを決めてもらう』と記載があります。グループワークでは時間の制約もあり「後のこと」という表現に留まっていますが、認知症の方や障がいのある方にとっては、今まさに意思決定支援が必要であり、その支援も重要な課題です。この「後のこと」という表現は、現在お元気な方が将来に備える終活みたいなところをイメージさせるものかなと思いますが、その点を誤って受け取られることがないようにしないといけないと思います。資料3の目標①『権利擁護の推進』の一番上に、包括的に『権利擁護支援を中心としたその人らしく生活するための支援』とあるので、そこは適切な表現だと思います。特に取り組む内容は、『将来に備えた』という表現自体は間違いではないと思いますが、今まさに意思決定支援を必要としている方への支援も同様に重要であることを、計画の中でしっかり押さえておくことが必要ではないかと思いました。

<平野部会長>

ありがとうございました。

私は別の観点からひとつだけ感想を述べさせていただくと、施策目標の並び順についても権利擁護が一番上に位置付けられていますが、この順番が住民にとって分かりやすい順番なのかという点について、今回のこの議論の広がりを踏まえると、並び順を見直すことも一つの選択肢ではないかと思いました。権利擁護の重要性は非常に大きいものですが、計画が地域の方々に伝わらず、理解が得られないのであれば、より親しみやすい順番も検討することもあるのではないかと考えた次第です。このことについては、後ほど計画の柱立てに関する議論の中で改めてご意見をいただければと思っています。権利擁護を後回しにすべきという趣旨では全くありません。特に、ご本人の意思決定に基づいた支援という考え方は、今回、法律上も非常に強く打ち出されていますし、民法の改正が予定されていることも踏まえて、この時期に策定する計画において非常に重要な位置づけであることは間違いありません。ただ、『権利擁護』という言葉自体が住民の方には難しいと感じられる場合があるのかなと実

感した次第です。

では、三谷委員お願いします。

<三谷委員>

私事ですが、5月31日に施設に入所している義理の母が徘徊してしまった出来事がありました。大騒ぎになりましたが、幸い1時間半ぐらいで発見されました。義理の母が「ここはどこなの。私、どこにいるの」と声をかけた学生の方が、認知症に関する知識をお持ちだったようで、様子がおかしいと、すぐに警察へ連絡してくださって無事に帰ってくることができました。その後、私たちは施設に説明を求め、6月4日に話を伺いに行きました。芦屋市ではなく川西市の施設でしたので、川西市の認知症地域支援推進員の方から川西市の認知症施策についてご説明いただきました。私はこの部会やあじさいの会への参加を通じて、また、芦屋市の認知症の方の事故に備えた賠償責任保険の取組にも協力させていただいたことで、説明された内容をすべて理解することができました。そのことがすごくうれしかったです。説明された方からも、「芦屋市はすごく頑張っていて、認知症施策に力を入れている市です」とのお言葉もいただきました。私自身もそのように思っていますので、この場で報告させていただきます。今回は認知症に関する知識のある方に出会えたことで、無事に義理の母が見つかりました。認知症の理解を深める啓発に力を入れて取り組んでくださっている芦屋市の皆さんに感謝しています。

合同会に関しては、今回、さまざまな分野、施設、権利擁護の方から多くの意見を聞かせていただき、大変勉強になりました。また、今回の計画でまとめられた内容のすべてに関わる出来事を、5月31日に自ら経験したと改めて思いました。特に、人材不足については、どの市においても共通の課題だと思いますが、人員が不足することでさまざまな問題が生じるということを、今回の経験を通じて実感しました。人材不足の解消と人材育成にも力を入れてほしいと思います。大変勉強になりました。以上です。

<平野部会長>

ありがとうございました。

では、小野委員、今期より新任委員としてご参加いただいておりますので、自己紹介も含めて、どうぞお願いします。

<小野委員>

はじめまして。

芦屋市手をつなぐ育成会という、知的障がいのあるこどもを持つ保護者の会です。前は参加できなかったのですが、資料を読ませていただきました。『世帯丸ごと支援』の中に『障がいに対する理解がない』という項目があります。私たち育成会では社会福祉協議会の方と連携し、知的障がいの疑似体験という活動を行っています。他の身体障がいなどは理解されやすい面がありますが、知的障がいは、なかなか見えにくい障がいでもあります。しかし、知的障がいのある方が生きる上で感じている不便さや不自由さを少しでも理解していただければ、疑似体験の活動を行っています。もし、ご関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、いつでもどこへでも出向きますので、社会福祉協議会または育成会までご連絡いただけたらと思います。

なぜこのような活動を行っているかと言いますと、障がいのあるこどもを持つ親にとって、一番の気掛かりは、『親亡き後』のことです。親が先に旅立った後、周囲の方が支えてくださるかどうかが、常に心配です。物理的に親が先に旅立っていくので、どうしたら少しでも安心できるかということで、一人でも多くの方に障がいについて知っていただき、「知的障がいがある方なんだ」と理解した上で、少しずつでも助けていただければ、障がい者は生きやすくなるのではないかと考えています。そういった意味でも、『世帯丸ごと支援』は、この3つのテーマの中で一番関心をもった項目です。

もう一つは、資料1の真ん中あたりにある『個人情報を取るには壁があり、情報が分からない』という項目についてです。私たちは、精神障がい者の会や身体障がい者の会、障がい者の父母の会などと連携して活動しておりますが、イベントや活動を行う際に、対象となる方へ情報を届けるためのツールがなかなか見つからないという課題があります。例えば、身体障がい者の会の方からも、個人情報保護の壁があるため、情報を届けたい方が芦屋市に何人かいるけど、直接お伝えすることができないという声をいただいています。情報提供が不要な方もいらっしゃるかもしれませんが、その情報により助かった、新しい道が開けたという方もいらっしゃると思うと、そうした情報伝達の手段が遮断されている現状が、すごく悲しいと思っております。

最後に、『世帯丸ごと支援』という観点から言えば、私たちの会の方でも、障がいのある子どもを支えながら、同時に親の介護を担っている方がほとんどです。今回『世帯丸ごと支援』という課題が取り上げられたことを、大変うれしく思っています。以上です。

<平野部会長>

ありがとうございました。

では、行政から、下條課長、参加してみた感想をどこのグループに参加されたかも含めてお願いします。

<関係課：下條>

私は『社会参加・地域づくり』のグループに参加しました。私のグループでは、障がいの有無にかかわらず、高齢者、子ども、市民のすべてに関わる中で、さまざまな社会参加の方法があるという話をしました。その中で、「社会参加という言葉のハードルを下げるのができないか」という話になりました。福祉の分野では『居場所』という言葉を使いがちですが、社会参加についても同様に、支援者側の考える『社会参加』や『居場所』のイメージと、当事者本人が求めているものとの間にずれが生じることがあるのではないかと思います。その人がその人らしく生きるためにやりたいことを大前提に考えていかなければいけないと、合同会議を通じて改めて感じたところです。今回の計画の理念の部分にも関連する言葉がありますが、『自分らしさ』を大切にする視点を重視していかなければならないということを、合同会議で改めて感じたところです。以上です。

<平野部会長>

ありがとうございました。

『権利擁護』という言葉が難しいというご意見がある中で、『社会参加』についても同様の指摘をいただきますと、計画においてどのような用語を使っていくべきか、難しさを感じます。いずれにしても、計画のさまざまな用語や理念についても触れていただきました。資料3をご覧くださいと、『かなえる自分らしさ』という理念が導入されているのも、とてもすてきだなと感じております。

イ （仮称）総合福祉計画（骨子）について

<平野部会長>

では、それぞれのご感想を持ちつつ、まず骨子全体の概要について、事務局から説明をお願いします。

<事務局：堂ノ前>

資料3をご覧ください。上部に背景、左側に策定方針、右側に施策という構成で作成しております。

背景については、皆様ご承知のとおり、少子高齢化と人口減少が進んでおり、世帯規模が

縮小しているという現状があります。その中で、世帯が抱える課題は複雑化・複合化しており、80代の高齢者と50代のひきこもりの方が同居する『8050問題』、こどもが親や家族のケアを担う『ヤングケアラー』、高齢の親の介護とこどもの養育を同時に担う『ダブルケア』といった課題があります。また、孤独・孤立が社会的課題となっているほか、支援人材の担い手不足、地域活動者の固定化、地域のつながりが希薄化しているという課題もあります。こうした状況の中、これまで地域福祉、障がい福祉、高齢福祉の各分野でそれぞれ計画を策定し、多くの取組を連携して進めてまいりました。しかし、今後ますます単独の分野にとどまらない幅広い視点での計画が必要であること、これまで取り組んできた重層的支援体制の構築を通じて分野間のつながりが拡大しているということから、より一体的な取組が求められています。

一方で、地域で暮らし続けるための環境整備を、高齢福祉、障がい福祉を含めた全体で考える必要があります。権利擁護の話がこれまでも出てきていますが、同様に高齢福祉、障がい福祉を含めた分野横断的なテーマとして展開すべき課題が増加しています。

さらに、市民の方やNPOを含めた多様な主体との協働を進めることで、社会参加の促進と、芦屋元来の強みを生かした地域づくりを進めることが重要であると考えております。

これらの状況を踏まえて、策定方針として、芦屋市全体として目指す福祉の方向性を明らかにしながら、俯瞰的に施策を検討して、分野を問わず連携して取組を推進していくために、地域福祉、障がい福祉、高齢福祉に係る計画を統合することとしました。計画の概要のうち、法的な位置づけについては、地域福祉計画、障がい者福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画であるすこやか長寿プラン21といった3分野を包含するものと位置付けており、令和9年度から令和14年度までの6年間を計画期間としております。ただし、量的計画といわれる障がい福祉計画、障がい児福祉計画と介護保険事業計画については、3年ごとの見直しが法定されておりますので、これらを中心にしながら、3年後に一部改訂を行うことを考えております。

統合にあたりまして、4つの戦略を掲げております。『共通の取組や課題への対応を一体的に推進すること』、『これまで培ってきた各分野の強みを生かしながら連携して推進していくこと』、『それぞれの分野で障がい福祉サービスや介護サービスがありますので、『各分野におけるフォーマルな支援を推進していくこと』、最後に、統合することによって、より芦屋市として福祉を進めるための、『計画の実効性向上に寄与する進行管理』も考えた上で、統合を進めて計画を策定していこうと考えております。推進の方針としては、行政だけではなく、関係機関をはじめ、市民や団体との協働を基本とし、地域福祉、障がい福祉、高齢福祉の3分野、あるいはこの3分野を超えた他の分野、こどもや教育といった他の分野との連携を含めて、取組を展開していくことを考えています。

また、施策として各計画に記載する内容に加え、今回は、分野や機関を横断したプロジェクトチームを形成し、重点的に取り組むテーマを定めて、計画期間内に実践を通じた改善を重ねながら、各施策への波及を図り、計画全体の実効性を高めることを目的として、『コア・プロジェクト』を設定しようと考えております。こちらも後程、ご説明します。

今回の基本理念は、『つながる地域 ひろがる安心 かなえる自分らしさ』とすることを考えております。『つながる地域』は、地域のつながりの希薄化が指摘される中で、地域福祉の視点を基盤として、引き続き地域のつながりを大切に進めていくということです。さらに、『ひろがる安心』は、これまでのフォーマルなサービスを充実させながら、安心して暮らせる環境づくりを進めるということを踏まえて、その上で『自分らしさ』を実現できるようなまちづくりを目指していければと考えております。

施策体系として、先ほどもご説明しました、『権利擁護の推進』、『包括的相談支援体制の構築』、『地域で暮らす環境づくり』、『福祉人材の育成と事業者支援』、『誰もが支え合い安心して暮らせる地域づくり』、『社会参加と活躍を支える環境づくり』という6つを考えております。この中から、2から7つほどの施策に分岐させ、特に取り組む内容として具体的な取組を記載しております。

さらに、今回、重点的に取り組む『コア・プロジェクト』として、『権利擁護支援プロジェクト』、『世帯丸ごと支援プロジェクト』、『社会参加・地域づくり支援プロジェクト』の3つを設定しております。これらは、5月に開催した合同会でのご意見も踏まえて設定したものです。コア・プロジェクトを推進することで、コア・プロジェクトに設定されていない施策についても、そこで得られた知見や経験を他の分野や取組にも波及させながら、計画全体を進めていきたいと考えております。『権利擁護支援プロジェクト』は、先ほども少し触れていただきました、『身近な権利擁護の周知』と『意思決定支援とエンパワメントの視点の専門職に向けた周知』があります。『世帯丸ごと支援プロジェクト』では、まず『相談につながりやすい環境づくり』、『支援が必要な世帯を早期発見する仕組みづくり』、『複合的な課題に対応する包括的な支援体制の充実』、『持続可能な相談支援体制の充実』、の4つを掲げております。『社会参加・地域づくり支援プロジェクト』では、『誰もが気軽に立ち寄れる居場所』に向けた取組、『魅力と活動が見える情報発信の展開』、『多様な主体を巻き込む横断的な連携・協働の推進』の3つを掲げております。詳細を今後、内部で検討していく予定ですが、大きく3つのプロジェクト、合計9つの取組を進めていこうと思っております。

骨子の概要については以上です。

<平野部会長>

全体の取組について説明していただきました。コア・プロジェクトを別の色とした場合、背景に整理された5つの課題、それから赤色で示された今後の戦略的な策定方針の記述内容と、各施策の関係性と実施効果を高めるためのコア・プロジェクトの4点を中心に、ご意見をいただければと思います。

権利擁護が施策体系の入り口に位置付けられていると少し重い印象を与えるのではないかということについて、ご意見をお願いします。

<塩路委員>

この資料を読みながら、私も平野部会長と同じ意見でした。権利擁護は重要なことですが、ここから入ると、一般市民の皆さんにとって非常にハードルが高くなるのではないかと思います。それから、私が一番思っているのは、『地域で暮らす環境づくり』や『誰もが支え合い安心して暮らせる地域づくり』といった表現については、言葉としてはきれいですが、きれいに飾ったような言葉にしか見えないのではないかと思います。

まず、この施策体系の順番を見直すことは、提案の一つです。例えば、『包括的相談支援体制』、『地域で暮らす環境づくり』、『誰もが支え合い安心して暮らせる地域づくり』といった内容を、上位に置き、その次に、『社会参加と活躍を支える仕組みづくり』に関する施策であるとか、『権利擁護の推進』、最後に、『福祉人材の育成と事業者支援』という順番かなと思っています。

それと、コア・プロジェクトに掲げられている『居場所』という言葉は、最近の社会福祉用語として定着しています。合同会の中でも「誰もが気楽に立ち寄れる居場所に、誰も集まらない」という指摘があったと思います。私自身は後期高齢者となりますが、趣味の仲間と自発的に3つほど居場所を作っています。こういうところにも焦点を当てると、実は芦屋市内にはたくさんグループがあります。私が把握している限りでも10個、20個のグループがあります。こうした既存のグループに焦点を当て調査対象にすると、すでに居場所の核となる場所がすでに市内各所に広がっているのです。あえて行政主導で居場所を作ると、みんな自分の居場所だと思わないのです。芦屋市には既存のさまざまな組織が多くあります。どうしても社会福祉側から見たアプローチの仕方が、一般市民から見たら遠く感じます。こうした既存の資源をいかに活用・連携していくかをお考えいただきたい。最後に、権利擁護を軽視しているわけではなく非常に重要なことだと思っていますし、成年後見制度についても大切なものだと思っています。誤解のないように、よろしくお願いします。

<平野部会長>

ありがとうございます。

『居場所』という用語をどのように扱っていくかは、大きな課題であると思います。

ここで議論を整理しますと、一つは権利擁護を施策体系の入り口に置くことで、計画としては重い印象を与えるのではないかというご意見については、事務局においてもお考えいただくということにしましょう。

それから、『世帯丸ごと支援』については、多くの方が大事だというお話で、その考え方が、施策体系上は包括的相談支援体制の中に位置付けられているという理解でよろしいですね。

<事務局：堂ノ前>

はい。

<平野部会長>

そうすると、施策の内容の表現にも、そうした視点を生かしていただいてもいいかと思います。一貫して、芦屋らしいわかりやすい計画を作るとすると、それも一つの案で、包括的相談支援体制を上位に置くこともいいのではないかというお話もいただきました。

権利擁護を施策体系の上位に置くことで、計画として重い印象を与えるのではないかということ、『居場所』という用語をどのように捉え表現していくかということが、大きな宿題かなと思います。『居場所』という用語は、多くの人にとっての固有の居場所も含め、社会から孤立している人への支援を示す用語として定着しておりますが、一方で、『居場所』に強制的に「参加しなさい」と言っているわけではないというニュアンスも含め、誤解を招かないように表現しないといけないという課題があります。『世帯丸ごと支援』は皆さん支持していましたし、介護者への支援についても支持が強いことが確認されたので、これらのことが計画の意図としてより伝わるような工夫があればいいと思います。

以上の点に関してご意見はありますか。では、谷委員。

<谷委員>

先ほど、『権利擁護』という言葉は分かりづらいというお話でしたが、権利擁護における『権利』とは、その人がその人らしく地域で暮らすという、日々の暮らしや生活にとっても密着したものです。よく市民の方からは、その人が生まれながらに持つ人としての権利、『人権』と勘違いされたり混同されたりがありますが、権利擁護における『権利』は、より暮らしに密着した概念であるということを伝えていきたいという思いが、これまでずっと当センターとしてはありました。

『その人らしく』という言葉を少し分解してお伝えすると、その人がご自身で自分のことを決めるということです。それが難しい方もおられるので、意思決定支援という考え方があり、また、その人の能力を発揮するためのエンパワメントという視点も大事だということから、コア・プロジェクトの中に位置付けています。これは、ほかの目標の②から⑥にもつながっていくもので、基盤になるものだと思っています。この権利擁護支援が現状①と位置付けられていますが、①として、続く内容を①から⑤として施策全体を支える土台としてもよいと思うほど、一番の基盤になるものだと思っています。先ほどのエンパワメントの観点からも、⑥の支え合い、社会参加、就労にも関わりますし、「自分のことは自分で決める」という考え方も、施策全体にわたって関わってくることだと思っています。権利擁護支援を全体の基盤、土台として、施策体系の一番前に位置付けることはいいのではないかと思います。

また、なじみがないから一番前に位置付けない方がよいのではという意見もありましたが、なじみがないからこそ一番前に置いて広く周知していくことは、『権利擁護支援プロジェクト』に掲げる『身近な権利擁護の周知』の一つにもなるかと思います。芦屋市では、平成22年に権利擁護支援センターが設置されました。全国で初めて『権利擁護支援』という

名称が付くセンターができ、権利擁護支援と銘打って全国に発信してきたことは芦屋市の特長だと思っています。その特長を前面に出すという意味でも、『権利擁護支援』を施策体系の一番前に位置付けることでいいのではないかと考えています。

<平野部会長>

審議会としても対立的な意見が出ることはいいことです。宮崎委員お願いします。

<宮崎委員>

医療の立場からですと、今回の骨子案は経済的な視点が非常に弱いと思います。例えば、介護施設で働く方の中にも、130万円の壁により、能力があっても規定の時間以上働くことができないという状況があるかと思っています。人材をいかに育成するか、今ある人材をどれだけ有効に活用していくかは非常に大切です、そのためには金銭的な問題を解決しなければ、絵に描いた餅になってしまいます。せっかくこれだけ統合的な計画を策定しようとしているのであれば、例えば、公共施設や居場所については予算を確保できるので早期に実現できると思いますが、それを継続的に維持・管理するためには、人材が必要になります。障がいのある方の入所施設、特に夜間勤務の担い手が深刻に不足しているのは、それに見合う処遇がそこに確保されていないからです。ですので、経済的な課題を解決しないといけません。例えば、基金を作っても財源が足りないところへ充てる活動も考えられます。権利擁護支援センターの設置がそうであったように、芦屋市が全国を引っ張っていく中で、プロジェクトにチャレンジするための基金を作って挑戦するような考えが必要です。私たち60歳以上の人たちというのは、ボランティアとして貢献できますけれども、実際の現場を支えるためには、20代から60代の方が安定して担っていける環境を整えた上で、ボランティアを加えていくということがいいと思います。社会的に安定したベースを作るには、財源と人材を一体的に考えていただくことが大切だと思います。

<平野部会長>

資料3の目標④『福祉人材の育成と事業者支援』は、社会的にも大きな課題です。施設経営に関わる方からも、外国人労働者を受け入れなければ施設の維持が難しいという状況を聞きました。骨子はかなり整理された段階で、大幅な変更は難しい面もあるかもしれませんが、人材育成に関しては、すぐに実効性を上げることは難しいかもしれませんが、プロジェクトとして構想を立ててほしいというご意見として伺います。

<塩路委員>

お金は柱です。

<宮崎委員>

本当にそうです。職員の方も含め、人材育成を考えて、その実現に向けて取り組もうということです。

<平野部会長>

その内容をどう盛り込むかについては、難しい面もあるかもしれませんが、一つ新しい課題として人材確保について、ご検討していただいた方がいいかなと感じました。

<事務局：堂ノ前>

詳しいところまではまだ検討中ですが、コア・プロジェクトの『世帯丸ごと支援』の中で、持続可能な支援体制の構築を検討していきたいと話しておりますので、本日いただいたご意見も含め、検討していきたいと思っています。

<平野部会長>

財源の問題をどのように解決していくかは、結構問題にはなっています。

今回の計画策定において、3分野の統合化をその最初のステージとして位置付ける、という考え方は1つあった方が良くないかと思っています。総合福祉計画は6年間と長い期間ですが、3年で一部を見直すということも含め、長期的なスパンの中の一つのステージであることを明確にした上で、コア・プロジェクトの中でいくつかの試行的な取組を実践していくという記載の方法があっても良いのではないかと感じています。

全国的に見ても、これだけ広範な統合化を一度に実現するという取組はなかなか例がないことです。それに踏み切っていただいたことは、非常に評価しつつも、複数のステップを経て進めていくことを計画に明記しながら、このコア・プロジェクトを通じて挑戦していくようなイメージを示していただけたらと思います。それから今ご意見をいただいた人材の確保についても、そのニュアンスを計画に反映していただきたいと思います。

他にご意見はございませんか。

では、私から一点確認です。資料3に地域福祉、障がい福祉、高齢福祉の順番で名称が並んでおりますが、この順番についてはよろしいのでしょうか。永田課長、どうぞ。

<関係課：永田>

芦屋市の組織順がその順番になっていますので、そこに合わせています。

<平野部会長>

分かりました。

次に、基本理念である『つながる地域 ひろがる安心 かなえる自分らしさ』という順番についてです。『つながる地域』というのは、地域福祉を、『かなえる自分らしさ』は障がいの方に向いていたらいいなという気持ちが少しあります。『ひろがる安心』というのは全体をカバーするという感じで、いいフレーズだと思っています。『ひろがる安心』は、安心を前提に考えたら、真ん中に置かずに『つながる地域 かなえる自分らしさ ひろがる安心』でもいいのかなと思いましたが、これについてご意見をいただけますでしょうか。

三谷委員、どうでしょうか。

<三谷委員>

どのフレーズも大事で、どれを一番最初に置くかを考え出すと、すごくこだわってしまうので、私はこの順番でいいと思います。『かなえる自分らしさ』については、やっぱり平野部会長がおっしゃったように障がいのある方にもフィットするフレーズだと思いますが、ちょっと漠然としているようなイメージもあります。この3つのフレーズの中でどれが一番印象に残るかといえば、私は『ひろがる安心』が一番印象に残ります。安心が広がってほしいという気持ちが強いです。

<平野部会長>

小野委員はどうですか。

<小野委員>

私も同じく、『ひろがる安心』がいいと思います。それらをひっくるめた『共生社会』も、私は好きな言葉です。

<平野部会長>

『ひろがる安心』を最後に置くことで、全体の基盤になればいいかなという提案でしたが、塩路委員はいかがですか。

<塩路委員>

私が住んでいる地域では、地域のつながりが十分に機能していません。芦屋の古くからある地域では、自治会、町内会、婦人会、老人会といった地域組織がありますが、埋立地側の地区は、そうしたところが非常に希薄です。計画の中に「住民に期待すること」という文言が盛り込まれることがあります、どのようにして地域のつながりを築いていくのか、と思います。地域住民だけで解決することは難しく、行政が直接入ってくることも難しいとは思いますが、相談しても「それは住民の方がすることですよ」と言われます。この『つながる地域』というフレーズは、新興住宅地に住む住民は、なかなか実感しにくいものがあります。外国人住民も含め、ほとんど独立独歩で生きているという方が非常に多くいらっしゃいますので、もともと地域づくりの基盤がある地域はよいですが、そうでない地域は取り残されてしまうのではないかと感じています。これは芦屋市が抱える問題点だと思っています。また、民生委員が不在の地域では、つながりづくりが非常に難しいと聞いています。こうした課題に対して、もう少し行政が積極的に関与し、地域住民をつなぐ仕組みづくりを考えていただきたいと思います。『つながる地域』は非常にいいフレーズですが、現状のままではつながることが難しい地域もある、というのが私の率直な印象です。

<平野部会長>

その点については、現在、社会福祉協議会がエリア別に取り組を進めようとしていることでもあります。ここで基本理念を大幅に変更することは難しいかと思ひますし、またフレーズの順番については事務局で改めてご検討いただければと思ひます。

<善積委員>

今ご指摘のあった地域を担当している潮見地域包括支援センターです。山手地区とは地域性が異なることを常々感じています。ただ、山手、浜手という地区の違いにかかわらず、この背景にある地域活動者の疲弊に関してお話しさせていただきます。活動者が少ない中でも頑張っている方はいらっしゃいます。そうした活動者の方が地域に住んでいたからこそ、支援が必要な方の発見が早かったという事例もあり、本当にありがたいことだと思っていますが、その方がいなくなった後、その地域はどうなってしまうのかという不安があります。地域がつながるというよりも、つなげていかなければいけないことを本当に危惧しています。今はその方がいるからこそ地域が何とか成り立っていても、活動者の高齢化や病気といった事情もある中で、大きな課題になってくるのではないかと思います。

もう一つ、『かなえる自分らしさ』というフレーズは、障がいのある方に向けた言葉という一面もある一方で、権利擁護にも関連するのではと思ひます。意思決定が難しくなった方であっても、さまざまな方法でその人らしさを見つけていくという視点にも関連してくるフレーズかなと思ひました。私はこの文言、好きです。以上です。

<平野部会長>

ありがとうございます。

3つの理念を掲げた上で、先ほどから出ている具体的な実効性をどのように計画に盛り込んでいくかということが課題ですね。

地域共生推進担当の吉川課長は、何か感想ありますか。

<事務局：吉川>

さまざまなご意見をいただきありがとうございます。この計画を策定する中で、各柱については、どれも大事で、作りながら甲乙つけがたいと感じているところです。委員の皆さんご自身のご関心であるとか、担当している分野を一番大事にしたいというお気持ちがあることを十分に理解しています。先ほど谷委員が、権利擁護が基盤になるとおっしゃった際に、この目標の柱立てについて平野部会長とお話ししたときに、私たちも最初、権利擁護を一番

最初に置くことは少し取っ付きにくい印象を与えるのではないかと懸念したことを、ふと思いつきました。しかし、権利擁護はすべての生活の中の基盤となる概念であるので、大切なことだからこそ、最初に位置付けることがいいのではないかというご意見もあり、自分たちの中でも納得した上でこの位置に落ち着いたという経緯もありました。今回、さまざまなご意見を伺う中で、分かりやすい計画を目指すのか、私たちが大切にしたいことを分かりやすく伝えていくためにどうすべきかというところが、なかなか難しいと感じています。どこに軸を置いて考えていくべきかについては、改めて整理する必要があると思いました。

また、基本理念については、係長級の職員が皆で集まって案を出し合った中から選んだものです。皆さんからご好評いただいた点については、考えた職員にとっては大きな励みとなり、自分たちのやりたい思いが皆さんと一致しているということで、すごくありがたいご意見をいただいたと感じております。

<平野部会長>

分かりました。せっくなので鳥越部長、ご発言をお願いします。

<関係課：鳥越>

私の所掌は主にこども分野となっております。令和5年にこども基本法が施行され、こどもの権利やこどもの意見を尊重することが重要視される中で、この（仮称）総合福祉計画の骨子案を見させていただいて、すべての分野にこどもも関わってくるのではないかと感じました。そうした視点からも、こどもの権利は非常に大事ですので、権利擁護はこの計画の核になるところと思っています。権利擁護を一番上に位置付けるか、一番下に位置付け、全体の下支えにするかという議論は別として、例えばこどもに意見を聞いてみて、こどもにとって分かりやすい順番を考えるということも、大事なことでないかと思いました。

<平野部会長>

先ほどまで、計画の統合化については長いスパンの中で段階的に進めていくというお話ししておりましたが、6年後には、こども分野もこの計画に含めていくことも考えられるかと思えます。統合化を進めながら、同時にそれぞれの柱も独立してしっかりと進めていくということは、いずれにしても考えていかなければいけないことです。

時間が少なくなってきましたが、このコア・プロジェクトにおいて相乗効果を発揮していくイメージについては、別の資料とも関連付けて整理していく必要があると思います。施策の最終イメージは、引き続き議論を重ねながら改めて考えていただくこととして、コア・プロジェクトの骨子である資料6について説明をお願いします。

<事務局：堂ノ前>

資料6のコア・プロジェクトの骨子について、今後の進め方も含めて説明いたします。コア・プロジェクトの骨子は、先ほどの計画骨子の概要から取組内容を整理したものです。また、関連する目標・施策については、資料4に記載のある施策番号と対応しており、連動するようなイメージです。この柱から付随するプロジェクトを、重点的に取り組むべき内容として再構成し直しているものになります。先ほどと説明が重複するかもしれませんが、より詳細なところをご説明させていただきます。

まず、1つ目の『権利擁護支援プロジェクト』は、身近な権利擁護の周知と、意思決定支援の視点の浸透を図ることを進めていきたいと思っております。ライフステージに応じた分かりやすい啓発を行うとともに、専門職向けの研修を充実させることで、権利擁護を特別なものとしてではなく、日常の意識として地域にも浸透させていきたいと考えています。

2つ目の『世帯丸ごと支援プロジェクト』については、複合的な課題を抱える世帯を早期に把握するため、関係機関間や民間企業・事業者、学校や保育所等との連携も進めてまいります。多機関・多職種で顔の見える関係を築きながら、複雑・複合化した課題に対して、断

らない包括的な相談支援体制を充実させてまいります。その他に、先ほどもお話がありましたように、人材の確保・育成に関し、持続可能な支援体制についても、引き続き検討していきたいと考えております。

最後に、『社会参加・地域づくり支援のプロジェクト』です。誰もが気軽に立ち寄れる居場所、何かのついでに立ち寄れるような場所があるといいということで、新しく作ることも大切ですが、どちらかといえば、既存の資源や取組の活用、団体間の連携による交流の場の推進、あるいは実際に参加いただいている方が別の参加者を呼び込む仕組みづくり、地域の居場所に専門職が定期的に参加することで、それが見守りにもつながるような取組ができたらいいいのではないかと考えています。また、魅力と活動が見える情報発信の展開ということで、プッシュ型の情報発信や、地域での活動、ちょっとした支え合いの取組が分かるような情報を住民の方と共有できるような仕組みがあるといいと考えており、具体的にどのような取組ができるのかということを考えてまいります。多様な主体を巻き込む横断的な連携・協働の推進では、芦屋市における『こえる場！』の活用や、福祉専門職や地域住民が交流できる場の展開を考えております。

これらの詳細は現在検討中で、具体的な内容はまだ固まっておりませんが、計画期間中に試行錯誤しながら、この3つのコア・プロジェクトを実践し、その効果を他の施策にも波及できるものがないか探っていきたいと考えております。

計画の進行管理は、6つの柱についても評価が必要ですが、特にコア・プロジェクトを中心として評価を行い、その成果と課題について議論してまいりたいと考えております。

<平野部会長>

はい、ありがとうございました。

プロジェクトの具体的なイメージまで、まだ固まっていない部分もあったかと感じますが、官民協働で進める取組として、民間の人たちも参画するプロジェクトの代表的な例などがありますか。

<事務局：堂ノ前>

関係機関間はもちろん連携して取り組みますが、そのほか、福祉の枠を超えた連携という意味では、社会参加・地域づくりの分野がその色合いが強いかと思っています。

<平野部会長>

3課が横断的に連携していくことが、コア・プロジェクトに期待される主な機能の一つになるかと思いますが、例えば地域包括支援センターのそれぞれのリーダー級の職員がこのプロジェクトに関わる仕組みや、連携体制の区分けの点について、何かご説明はありますか。

<事務局：堂ノ前>

この骨子の検討にあたっては、社会福祉協議会と事務局で協議しながら作業を進めております。また、権利擁護支援センターの谷委員にも実際にご参加いただき、検討を進めております。実際にプロジェクトを推進していくタイミングでは、高齢者生活支援センターや障がい者基幹相談支援センターも含めて、さまざまな場面での連携が必要であるという前提のもとで進めていきたいと考えております。

<事務局：森本>

また、この先プロジェクトの方向性によっては、さまざまな分野の方と、例えばスポット的に連携していくようなケースも出てくるであろうと思っていますので、プロジェクトの進捗状況によって、多様な関係機関とつながっていけたらと考えております。

<平野部会長>

このプロジェクトの進め方についてご意見ございますか。

私としては、プロジェクトチームを設置するかどうかという点については、一つ検討すべき課題だと思っています。すべてのプロジェクトについてチームを設けることは、現実的ではないという感じもあります。例えば、『世帯丸ごと支援プロジェクト』が中心的なイメージがあって、そうするとプロジェクトの種類は3つだという話なのか、中の細かな9つなのかという点については、やや整理が難しい印象があります。9つのプロジェクトを継続するということも、業務負担の観点から大変ではないかとも思います。実際のプロジェクトの実効性を担保できるレベルまで、できれば具体的に落とし込んでいただく作業を今後進めていただけたらどうかと思います。

<事務局：森本>

プロジェクトに関しては、市の職員と社会福祉協議会とで、3つのチームに分かれて進めている状況です。このプロジェクトの進行管理が、まさに今回の統合した計画の肝になると我々も考えているところです。その中で、チーム構成を必要に応じて見直す可能性も踏まえながら、進めていけたらと考えております。

<平野部会長>

社会福祉法人や事業所がうまく入るようなチーム構成をぜひご検討いただければと思います。他にご意見はございませんか。

<宮崎委員>

個人情報問題は常に課題としてあります。例えば認知症の方で、医療との関りがいない方の情報をシステム上で把握することは技術的に可能であると思いますが、個人情報の提供はできないということで断られてしまいます。こうした情報へのアクセス範囲を少し広げてもらえると、そのような方へ支援の手を差し伸べやすくなります。現状は権利保護を過度に意識するあまり、支援に入れる範囲を狭めてしまっているようにも感じます。権利を守ると言いながら、結果として当事者を危険な状態に置いている側面もあるように思います。何かあった際の責任の所在という問題が難しいとは思いますが、根本として、市民の安全を守るということを最優先に、善意に基づいた支援が行えるよう安全性の確保をした上で、関係者が情報を共有する仕組みについても考えていただきたいと思います。

<平野部会長>

世帯丸ごと支援の取組のうち、上から2番目の早期発見の項目において、個人情報との整合性をうまく図るような取組を試行的に実施してみることがいいのではないかと思います。制度的なルールとして定めることは難しいかもしれませんが、試行的に取り組んでみるということを少し考えていただけたらどうかと思います。身寄りのない人の問題において、金融機関をどのように巻き込むかという点は大きな問題になっています。これは豊田市の取組でしたが、情報共有するために、地元の金融機関とご本人があらかじめ預金に関する取り決めを結び、金融機関が支援のメンバーに参画するような方法が模索されています。地元の信用金庫にも関わっていただいていると聞いています。

いずれにしても、予防的に取り組むことの必然性があるという意味も含め、この世帯丸ごと支援における早期発見の仕組みについても、重要なポイントとしてお考えいただければと思います。

<塩路委員>

今お話しされたことに関連して、民生委員の方はデータをお持ちですが、地区福祉推進委員には、その情報が開示されないという状況があります。また、私自身も後期高齢者世帯ですが、調査対象になった経験も、チェックを受けたこともありません。では、芦屋市内に後

期高齢者のみの世帯、お一人だけの世帯がどれほどいらっしゃるのかといった情報が、私たちには全く把握できていない状況です。特に、ハンディキャップをお持ちの方の個人情報の取り扱いは非常にデリケートな問題ですが、現状のように個人情報がなかなか開示されない仕組みでは、近隣の方の方が情報を持っているといった状況もあり、地域で何とかしようという話になります。個人情報の開示にどこまで踏み込めるかという点については、資料6の『世帯丸ごと支援プロジェクト』に早期発見の仕組みづくりに記載がありますが、コンビニエンスストアについては、信頼性に疑問を感じる方もいらっしゃいます。郵便局もそれほどたくさんありません。私の地域では、5,000～6,000人規模の人口であっても郵便局はありません。宅配業者についても担当者が頻繁に変わります。こうした実態を踏まえると、より具体性を持たせるためには、この箇所の記載は訂正が必要だと思います。

<三谷委員>

だいぶ前に聞いたことがあります、神戸市の取組として、コープの宅配が何日も受け取られずに置かれたままになっており、次に訪問した際に家の中でお亡くなりになっていたとか、倒れられていたという話がありました。実際に知り合いでもそういったことがありましたが、コープを利用されている方は多いと思いますので、協力をお願いしたり、早期発見の仕組みの中に取り入れていただけたらいいかと思います。

<平野部会長>

会員方式であれば、会員の情報やさまざまな情報をお持ちかと思います。コンビニエンスストアは、そのような仕組みではないので、その点をどのように考えていくかについては、今後の検討課題になるかと思います。いずれにしても、まず取組を立ち上げた上で、今後どのように深めていくかという議論の段階もあろうかと思います。コア・プロジェクトを充実させていただくことで、今回の3計画統合の具体的な取組内容や、時間的な見通しも見えてくるのではないかと思いますので、ぜひ充実した内容で記載していただくということによろしいでしょうか。

今後の進め方等、全体の方向性と最終イメージの内容について、事務局からご説明いただきたいと思います。

<事務局：堂ノ前>

今回お配りさせていただいている資料のうち、資料4は骨子本編となります。こちらの前段に背景や、国の動向、統計動向を記載しており、その後ろに施策の内容を記載しています。施策につきましては、今回は骨子という形であるため詳しい内容は記載していませんが、資料5において、施策の最終イメージの情報を記載しております。資料5に関しては、今後さらに検討を進めてまいります。現状、資料5の形が施策の完成形のイメージとして想定しております。コア・プロジェクトについては、今後施策の記載のレベル感に合わせ、どこまで具体性を持って記載できるかという点について検討を進めたいと考えています。

<平野部会長>

すべてのプロジェクトを一度に立ち上げることは、なかなか難しいと思いますので、中間見直しの時にプロジェクトが出揃うというイメージでもいいのではないかとともに思います。優先的に取り組むプロジェクトを先行して立ち上げ、3年後の中間見直しの時点でプロジェクトが本格的に動き出すような形で、段階的に振り分けていただいてもいいのではないかと感じています。もともとコア・プロジェクト自体が優先度をつけたものだと思いますが、9つの中でさらに優先度をつけていただいた上で、次回できるだけ分かりやすいプロジェクトのイメージをご紹介いただければと思います。

それでは、これで地域福祉部会を終わります。皆さん、どうもありがとうございました。